

お知らせ
大隅税務署からの
お知らせ

■記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されています。

平成26年1月から、記帳・帳簿などの保存制度の対象となる方が拡大され、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告が必要でない方も含まれます。）は、売上などの収入金額、仕入れや経費に関する金額などを帳簿に記載し、その帳簿や取引に係る請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

■復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

なお制度の詳細については、国税庁ホームページの『個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について』をご覧ください。

■復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成に当たっては、『復興特別所得税額』欄の記載漏れのないようご注意ください。

大隅税務署
☎099・482・0007

お知らせ
『すまい給付金』を
ご利用ください

『すまい給付金』は国土交通省が実施している制度で、昨年4月の消費税8%への引き上げ以降に住宅を購入された方の負担を軽くするために国から最大30万円が給付される制度です。

【申請方法】

すまい給付金事務局にご連絡いただき、申請します。

【申請期間】

申請は引き渡しから1年以内が期限です。

【給付額】

収入に応じて、最大30万円が受け取れます。

※住宅ローンを組まれた方はもちろん、現金で購入された方も対象です。また、中古住宅（個人間売買は除く）も対象です。

【問】

すまい給付金事務局
☎0570・064・186

お知らせ
フロン回収・破壊法が
改正されます

平成27年4月から、業務用エアコン・冷蔵庫・冷凍機器のフロン類（冷媒）規制が厳しくなります。

【機器の管理者の皆さまへ】

・全ての機器について、管理者自身による簡易点検の実施が必要

・一定規模以上の機器の場合、専門家による定期点検の実施が必要
・多量のフロン類が漏れた場合、国への報告が必要

■フロン類回収業者の皆さまへ

・充填には『充填・回収業』の県知事登録が必要
・充填基準（修理後充填、専門家による充填・立会など）の遵守が必要
・回収量に加え、充填量についても記録と知事への報告が必要
※詳しくは、県ホームページをご覧ください。

【問】

県庁廃棄物・リサイクル対策課
☎099・286・2594

広告

前田貴彦法律事務所

国道10号沿い赤い平屋建

九州自動車道 加治木IC

始良IC

イオン始良店

始良市役所

至霧島市

南九州病院

別府川

至鹿児島市

要予約

相続 借金 離婚

交通事故など

初回相談料 30分 無料 !!

弁護士が直接面談!!

TEL:0995-55-7700

〒899-5421 鹿児島県 始良市東餅田531

広告

県下統一JAマイカーローンキャンペーン実施中

平成27年1月5日(月)～5月29日(金)まで!!

基準金利 年2.3%

期間中 最軽減後金利

年1.4%

(保証料別途 0.5%～1.8%)

※エコカー減税に該当する車の購入、給与振込がある方など、全12項目のうち1つでも該当すれば最軽減後金利1.4%が適用されます。詳しくは、JA窓口までお問い合わせください。

【ご注意事項】

●お申込みに際しては、当JA所定の審査をさせて頂き、審査結果によりご融資をお断りさせていただく場合がございますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】 所お鹿児島農業協同組合

(本 所) TEL099-482-6807 (大崎支所) TEL099-476-2113

